

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」（以下「低入札調査試行要領」という。）に基づく失格基準価格を適用します。その概要は以下の1、2のとおりです。

- 1 予定価格が50万円を超えWTO適用基準額未満の建設工事に係る委託業務
- (1) 「低入札調査試行要領」第7により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格となります。
- (2) 「低入札調査試行要領」第6により算定した低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者は、低入札価格調査を実施します。
- 2 1(2)の調査に係る資料が提出されない場合等は、入札の無効（失格）又は入札参加停止等の措置を行います。詳細については「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」をご覧ください。
- 3 本件は、「建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」の対象案件です。抜打ち審査の実施となった場合は、発注機関の長より通知しますので、あらかじめご承知ください。
- 4 本業務は、業務成績評定の対象~~・対象外~~です。

本入札は、同時応札した者への再委託を禁止する入札の試行案件です。
なお、当該者への再委託（軽微な内容で従来から承認を要しないものを除く）が判明した場合には、契約違反として入札参加停止とします。

令和 8 年（2026 年） 9 月 2 5 日

長野県木曽建設事務所長

記

○ 入札の方式	総合評価落札方式（技術者実績等簡易型）
1 業務の概要	
(1) 業務名	令和8年度 国補急傾斜地崩壊対策（大規模特定）事業に伴う設計業務
(2) 業務箇所名	（急）幸沢口 木曽郡木曽町 杭ノ原（2）
(3) 業務概要	急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 一式
(4) 履行期間	契約日の翌日から 約 150日間（債務負担行為設定済）
(5) 支払条件	前金払 委託契約書（案）第35条の規定に基づき当該会計年度の履行高予定額の3割の範囲内で前金払する。ただし、業務委託料が50万円未満の業務を除く。
	部分払 行わない。
支払限度額	各会計年度における業務委託料の支払限度額は、以下のとおり予定しております。
	令和8年度 業務委託料の約90%の金額
	令和9年度 業務委託料の約10%の金額
	ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがあります。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まですべて満たしていることが必要です。

(1) 入札参加資格業種	建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）
(2) 業者登録に関する要件	建設コンサルタントの登録を受けていること。

(3) 配置技術者に関する要件	管理技術者として、次の技術者のいずれかを配置できること。 ・技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋） ・認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門 ・RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋部門 照査技術者として、次の技術者のいずれかを配置できること。（管理技術者と兼務不可） ・技術士 建設部門（科目指定なし） ・認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門 ・RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋部門 ・該当業務実務経験20年以上
(4) 同種業務の実績に関する要件	な し※1
(5) 県業務の契約実績に関する要件	な し※1
(6) 営業所の所在地に関する要件	県内に本店を有していること。
(7) その他の参加資格要件	公告日時点で所属技術士又はRCCM又は認定技術管理者のいずれかの資格を有する者が3人以上いる者

※1 記載内容について、「不要」を「なし」に、「必要」を「あり」又は具体的な記載に改めました。

3 入札手続等

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所
設計図書等のホームページ等への掲載	令和8年 9月25日（金）から	入札情報システム アドレス https://www.pref.nagano.lg.jp
閲覧のみとする書類	な し 注) 1 のとおり	長野県木曽郡木曽町福島2757-1 木曽建設事務所
質 問 書 の 受 付	令和8年 9月28日（月）から 令和8年10月 1日（木）午後5時まで	長野県木曽郡木曽町福島2757-1 木曽建設事務所 FAX番号：0264-22-4028 E-mail kisoken-somu@pref.nagano.lg.jp
回 答 の 閲 覧 期 間	令和8年 9月29日（火）から 注) 2 のとおり 最終回答期限 令和8年10月 5日（月）	入札情報システム アドレス https://www.pref.nagano.lg.jp
入札書の提出方法	電子入札のみ	
入札書等提出開始日 及び 入札書等提出期限	①入札書等提出開始日 令和8年10月 6日（火） 注) 3 のとおり ②電子入札書等提出期限 令和8年10月 9日（金）午後1時まで 注) 4 のとおり	

開 札 日 時	令和8年10月15日（木）午前10時から 注）5のとおり すべての開札状況は、入札情報システムへ掲載します。	長野県木曽郡木曽町福島2757-1 木曽建設事務所
予定価格、公表用設計書、価格以外の評価結果の公表	令和8年10月16日（金）	
予定価格、価格以外の評価結果に対する疑義申し立て	令和8年10月16日（金）から 令和8年10月19日（月）正午まで 2日間	長野県木曽郡木曽町福島2757-1 木曽建設事務所 FAX番号：0264-22-4028 E-mail kisoken-somu@pref.nagano.lg.jp
開札状況の公表予定日	令和8年10月19日（月）	
落 札 予 定 日	令和8年10月27日（火） 注）6のとおり	
入 札 結 果 の 公 表	落札決定した日の翌日 注）7のとおり	

注)

- 1 閲覧時間は、長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧（入札情報システムへの掲載）に日数が掛かる場合があります。ただし、最終回答期限までには必ず回答します。
- 3 質問回答において、入札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答を御承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 4 県がシステム・サポート可能な時間は午前9時から午後5時（休日を除く。）です。入札手続きは、システム・サポート可能な時間内で、入札書受付締切日時までに行ってください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時刻が遅れる場合があります。
- 6 落札候補者決定のための入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 7 開札状況及び入札結果の公表は、長野県公式ホームページ（入札情報システム（<https://www.pref.nagano.lg.jp>））に掲載するとともに、木曽建設事務所において閲覧により公表します。
- 8 価格以外の評価結果（技術提案に対する評価を除く）について疑義がある場合は、結果を公表された日を含めて2日間（休日を含まない）の受付期間（受付最終日の締め切り時間は午前12時とする）に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目（技術提案項目を除く）について、以下のとおり発注機関の長に対して説明を求めることができます。

ア 受付場所 別記「入札担当（問合せ先）」に同じ。

イ 受付方法 原則として総合評価落札方式実施要領で規定する「価格以外の評価に係る疑義について（様式17号）」に必要事項記載の上FAXにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を合わせて提出してください。

ウ 回答方法 原則としてFAXにより回答します。

4 本件は総合評価落札方式実施要領に基づく入札であり、必要な入札条件を次項以下に示します。

- 1) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）
総合評価の落札者決定基準は、別添1に記載のとおりです。

2) 入札時に提出が必要な資料 ※総合評価落札方式（技術者実績等簡易型）

規定している要領等	入札時の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札 実施要領	①入札書 ②業務費内訳書	(1) 電子入札の場合 ②は通常の受注希望型競争入札同様に「入札書」内訳書欄にファイルを添付して提出してください。 ③は、電子入札システムで直接入力してください。ファイルを添付する必要はありません。 ただし、何らかの原因により電子入札システムで直接入力できない場合は、別記「入札担当（問合せ先）」へ連絡、確認を取ったうえで、価格以外の評価点申請書（様式5-3）を「入札書」の申請書等の欄に添付して提出してください。様式5-3は、長野県公式ホームページの「総合評価落札方式様式集」 (https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kenssei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/sogo/youusiki.html) に掲載しているファイルを使用してください。 併せて、電子入札システムの改善のため、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料（スクリーンショット等）も提出してください。（上記URLに参考様式を掲載） ファイル容量は全体で3MB以下としてください。
総合評価落札方式 実施要領	③価格以外の評価点申請	(2) ①②及び③の何れかの資料を提出しない者の入札書は無効となります。ただし、様式5-3を提出する場合で、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料（スクリーンショット等）については、この対象とはしない。 (3) ③の内容により採点するため、③の記入に当たっては内容を十分に精査してください。

3) 落札者決定方法及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料 ※総合評価落札方式（技術者実績等簡易型）

本件においては、総合評価点算定基準に基づく総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、落札となるべき同点の入札をした者が2人以上ある時は、建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札入札公告〔共通事項〕7（4）による方法により落札候補者を選定します。

落札候補者の入札参加資格要件及び総合評価の価格以外の評価項目の内容を審査し、当該要件等を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定しますので、木曽建設事務所長から指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、次に掲げる書類を持参提出してください。

規定している要領等	落札候補者の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札 実施要領	「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」の「10 落札候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出」の記載によります。	
総合評価落札方式 実施要領	価格以外の評価点を確認する以下の資料 別添1に記載の提出書類	左記確認資料において、内容に相違があった場合は評価点を減点修正し、総合評価順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書（様式5－8号）により落札候補者通知を取り消します。 なお、価格以外の評価点申請に記載した配置技術者の変更は、同等の要件を満たす技術者以外は認められません。

4) 価格以外の評価内容の確保等

- ① 木曽建設事務所長は、落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者を取消すことがあります。
- ② 木曽建設事務所長は、契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあっては、以下のとおり取り扱うものとします。
 - ア 評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款第43条第6号による契約解除を行うことができるものとします。
 - イ 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。
 - ウ 工期短縮等の技術提案の評価点、または工事成績等簡易型及び技術者実績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更します。
 - エ 工事（業務）成績評定においてマイナス評価とします。
- ③ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で業務費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとします。

5) その他

- ① 価格以外の評価項目は、案件個別に業務内容に応じて設定項目及び配点を定めており、「長野県総合評価技術委員会」において審査した結果であるため設定内容については変更しません。
- ② 本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に基づく失格基準価格等を適用します。

5 設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書等（閲覧設計書、特記事項（特記仕様書を含む。）、数量計算書、設計図面）について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、木曽建設事務所長から回答を得るものとしてください。

○ 食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 特記事項（特記仕様書を含む。）
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

（※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますので御留意願います。）

6 その他の入札条件

- (1) 上記に定める以外は、「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」、「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札 入札心得」、「総合評価落札方式に関する質問・回答」（Q&A）、「受注希望型競争入札に関する質問・回答」（Q&A）及び「長野県電子入札システム利用規約」に示すとおりです。

7 入札担当（問合せ先）

木曽建設事務所 長野県木曽郡木曽町福島2757-1
電話番号 0264-25-2238
担当 遊橋

8 設計図書等の入手方法について

入札情報システムによる業務設計図書等の公表期間は、公告の日から1年間です。